

働き方改革から見る 「ホワイト企業」への道



40

本年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます。働き方改革とは

「労働者がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現する改革」と定義されています。

それは職場環境の改革であり、従業員の意識改革でもあり、モチベーション向上による改革」を目標としています。

そしてこれは「ホワイト企業」への道にも通じることです。改革推進のため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、公正な待遇を確保するための措置を講じる、となつております。法律の改正等がいわゆる改革関連法になります。

社会問題化している「ブラック企業」の対義語といわゆるワーカーライフバラ

て生まれた「ホワイト企業」という言葉は随分浸透してきました。厚生労働省における定義づけはそれぞれありませんが、一般的特徴として「ブラック企業」は、労働法令に違反し、長時間労働・賃金不払い残業、ハラスメントの常態化、採用・離職が繰り返され社員が「使い捨て」状態になつている企業と言えます（注1）。

その対極に位置するのが「ホワイト企業」です。その特徴として「労働法令を守っている」「福利厚生が充実している」「離職率が低い」「コンプライアンス意識が高く従業員を大切にする」等、労働環境が労働者に優しく働きやすい、いわゆるワーカーライフバラ

ンスが進んでいる企業といえます。皆さんが目指すべき企業像は明らかです。

今般の法改正は「ホワイト企業」を目指す事業者は、労働環境（労働時間・待遇等）を見直す良い機会です。自社のみならず、取引先との関係においても点検・環境整備が求められて

います。しかしながら、全ての環境を見直し、改善することは困難です。そこで、(1)会社での基本的ルールブックである「就業規則」が正しく整備・管理されていられるかを点検し、法改正の内容をきちんと反映させる。

(2)コンプライアンスが確実になされているか、従業員教育も含め徹底する、以上

年から始まり、労働関係法令に則した働く人の安全や健康を考え、働きやすい環境づくりに取り組んでいる企業を認定するもので、全国で37社（平成30年5月現在）が認定されています。

（注1）出典：厚生労働省「確かめよう労働条件『ブラック企業』ってどんな会社なの？」

当協会関係団体「社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング」では、法改正に伴う就業規則改定等の会保険労務士対応業務を受け付けています。ホワイト企業への近道は、労働基準協会のセミナー等で最新の労働情報を入手し、愛労コン等の専門家を活用することです。お気軽にご相談ください。

（☎ 052-961-0763）
(ふく田社会保険労務士事務所所長・ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員)

す。現在全業種で人手不足とも言われている中、「ホワイト企業」に関して、国が認定している制度があります。代表例として、(1)厚生労働省「安全管理優良企業公表制度」通称「ホワイトマーク認定」。この制度は平成27年から始まり、労働関係法令に則した働く人の安全や健康を考え、働きやすい環境づくりに取り組んでいる企業を認定するもので、全国で37社（平成30年5月現在）が認定されています。

（注1）出典：厚生労働省「確かめよう労働条件『ブラック企業』ってどんな会社なの？」

また、「ホワイト企業」に関することが、採用する場合の重要なファクター（要因）になっています。本年の法改正を「労働環境改善」のチャンスと捉え「ホワイト企業」を目指し、そして認められ飛躍の年にしたいものです。

現在全業種で人手不足とも言われている中、「ホワイト企業」は「アピールすることが、採用する場合の重要なファクター（要因）になっています。本年の法改正を「労働環境改善」のチャンスと捉え「ホワイト企業」を目指し、そして認められ飛躍の年にしたいものです。

